あすなろ保育園 登園許可書

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、感染力のある期間は、登園を停止させていただきます。下記の感染症について、医師の診断による登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園児氏名

該当疾 患に〇	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症したあと5日を経過し、かつ、 解熱した後3日を経過するまで。
	新型コロナウイルス	発症したあと 5 日を経過し、かつ、 解熱した後 3 日を経過するまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師に感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱・ アデノウィルス感染症)	主な症状が消失した後、2日経過するまで
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師に感染の恐れがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において、感染の恐れがな いと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	医師に感染の恐れがないと認められるまで

※園生活での注意事項	
)

証明日:令和 年 月 日 医療機関名

医 師 名 印